

統合対象校の事務の引継ぎについて

1 事務の引継ぎの方向性

論 点

各種証明書の発行や教育実習生の受入れなどの対応方針について確認し、留意すべき事項などがないか協議する。

【事務の引継ぎの方向性】

2 各種証明書の発行について

金木高校、板柳高校、鶴田高校及び五所川原工業高校の卒業生に対する卒業証明書や成績証明書等の各種証明書の発行については、西北地区統合校がその事務を引き継ぐ。

なお、これまでの例にならい、4校の閉校後、令和5年度（2023年度）より県教育委員会ホームページに4校の卒業生向けのページを作成し、各種証明書の発行等に係る案内を掲載する。

3 教育実習生の受入れについて

金木高校、板柳高校、鶴田高校及び五所川原工業高校の教育実習生については、西北地区統合校において受け入れることとする。

なお、教育実習生の希望者が多数となるなど、西北地区統合校での受入れが困難となる場合には、県教育委員会から他の県立高等学校長へ受入れを要請する。

4 その他

- 指導要録、沿革に係る資料の保存・管理等については、西北地区統合校が引き継ぐ。
- その他物品の移動に関することなどについては、閉校までに統合対象校、西北地区統合校及び県教育委員会において十分情報を共有し対応することとする。